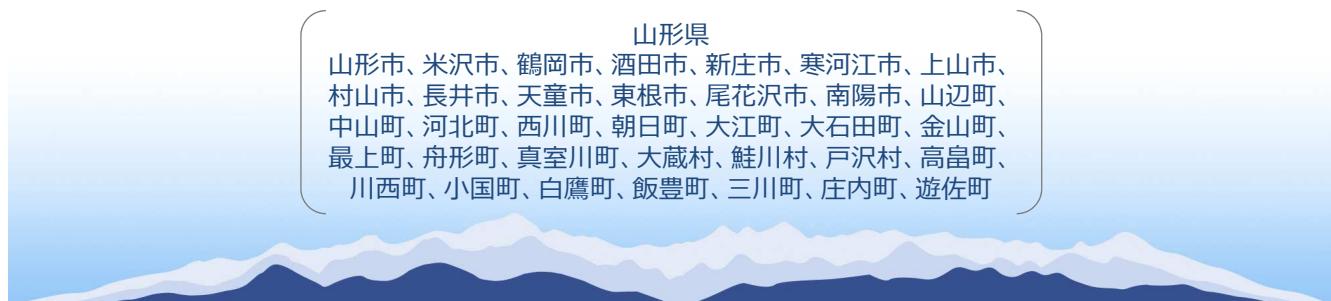


山形県地域公共交通計画（素案）

【概要版】

令和3年1月

山形県地域公共交通活性化協議会



1. 計画の概要

1-1 計画の区域

本計画の対象区域は、**山形県全域**とする。

また、県総合支庁の管轄に合わせた4ブロック（村山・最上・置賜・庄内）を対象として地域ブロックを設定する。

注）県境を原則的な区域界としつつ、一部、隣接県へ繋がる系統については計画に含む。



1-2 計画の構成員・対象

県内全市町村が参加。また、県際間の広域移動については宮城県・仙台市もオブザーバー参加

鉄道、バス、タクシー等、地域公共交通事業者全てが参画

その他、国・県の施設管理者や交通事業労働組合、学識者等で構成

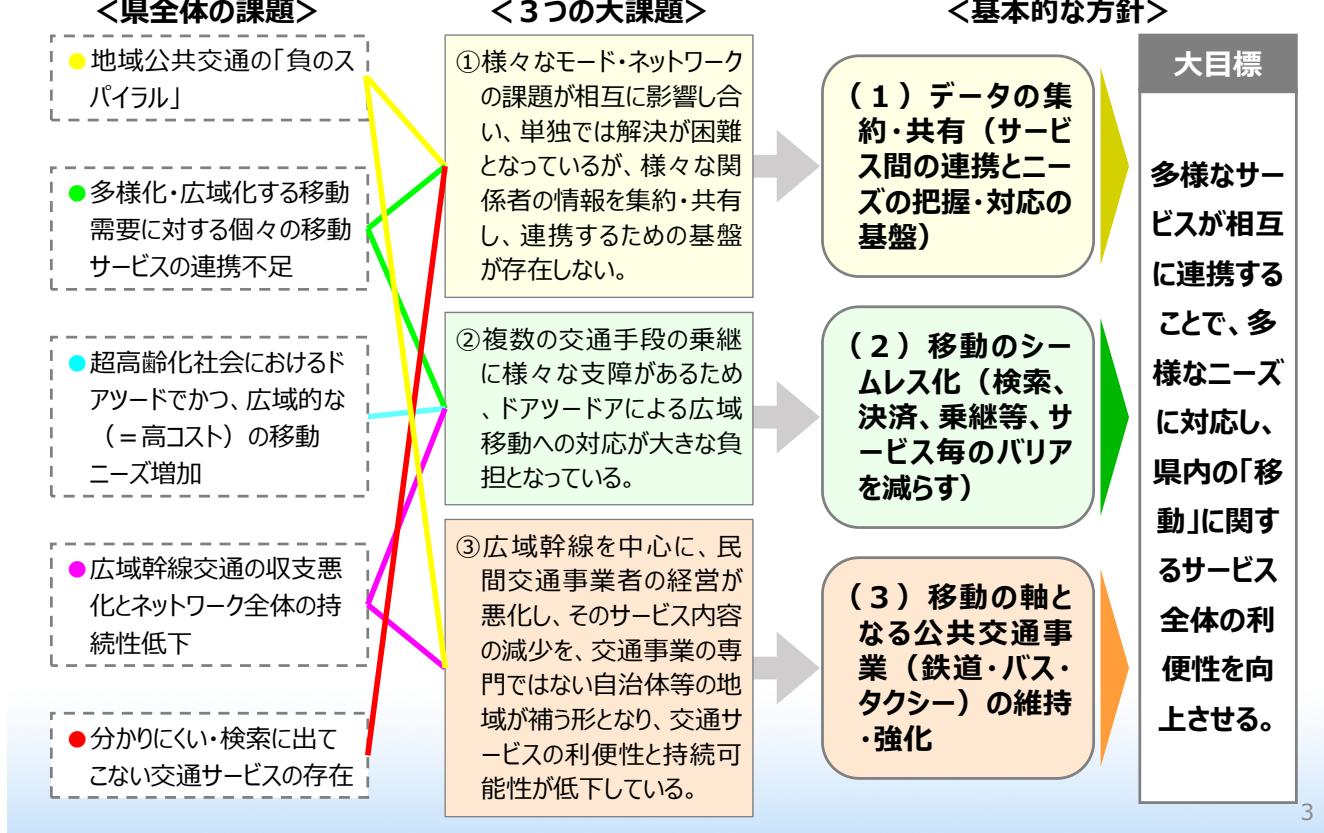
交通事業以外の輸送サービスについても可能な限り対象に追加

1-3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの**5年間**を計画期間とする。

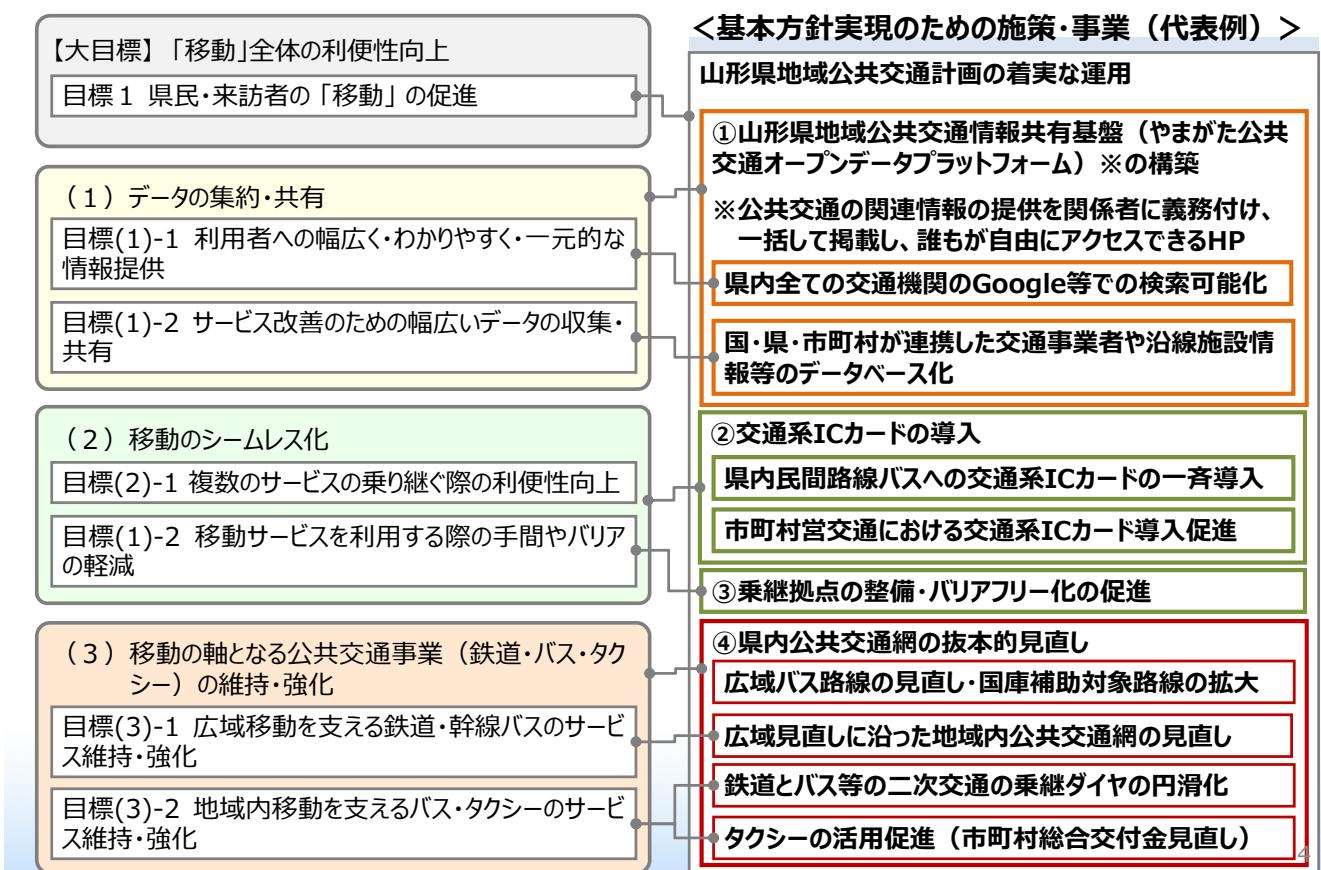
なお、目標の達成状況を毎年度確認することとし、その状況に応じて延長することも可能とする。 2

2. 現状の課題整理と基本的な方針



3

3. 基本方針実現のための施策・事業



4